規制改革会議 雇用・就労タスクフォース 議事概要 (平成20年度 第3回)

1. 日時: 平成20 年10月15日(水) 16:29~18:25

2. 場所: 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

3. 議事: 厚生労働省からのヒアリング

①理容師・美容師資格について

②生活保護制度について

4. 出席者: < 厚生労働省 >健康局 生活衛生課 松岡正樹 課長(理容師・美容師資格) 社会・援護局 保護課 古都賢一 課長(生活保護制度)

<規制改革会議>八田主査

5. 議事概要:

(厚生労働省健康局関係者入室)

○事務局 定刻より少し早いんですが、メンバーがそろっているかと思いますので、第3回の「雇用就労TF」を開始させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 厚生労働省さんからのヒアリングということが今日の議事でございまして、時間としましては4時半から50分間、理容師・美容師資格についての意見交換をさせていただきまして、10分の休憩を挟みまして、5時半から6時20分まで生活保護制度についてということ

事前にこちらの質問事項に対して御回答をいただいておりますので、こちらについて 20 分程度で御説明いただきまして、それから、意見交換できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

で、意見交換をできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松岡課長 では、よろしくお願いいたします。厚生労働省の生活衛生課長の松岡でございます。本日はヒアリングの機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、理容師、美容師の資格についての質問事項ということで、いただいておりましたものの回答に則しまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず1つ目が、規制改革推進のための3か年計画の対応状況で、教科課程の見直しと理容師、美容師の両資格取得時の教科課程の免除範囲の拡大といったことでの検討状況が、どうなっているかということでございますけれども、現在この2つの件については内容が専門的なものでございますので、養成施設を社員として構成しておりまして、この多数が使用しております教科書を作成しております、社団法人日本理容美容教育センターにおいて検討会を設置して、十分な検討をいただくこととしておりまして、メンバーを選定して日程調整をして、11月の上旬からこれを行うということで、鋭意検討するということにいたしております。

見直しに当たりましては、質の高い理容師、美容師の養成施設の入所者の負担の軽減や、

雇用の場の拡大なども踏まえまして、必要とされる知識、技術を十分検討して、それぞれ 適切な対応を講じるということとしているところでございます。

2つ目が資格制度の件で3点ございます。7月に中間とりまとめがございました件に沿っての御質問でございますけれども、まず1番目の基本的なカット技術に特化した資格を創設すべきではないかということで、この場合の問題点についての考えということで御質問がございましたので、以下に挙げさせていただいております。

1つはカットの専門資格を設けました場合には、こういう資格を持つ方が長期的かつ安定的な雇用が確保できるか疑問があるという点がございます。理容業、美容業の多くが小規模経営でございます。1か所当たり大体理容師、美容師は平均2人ぐらいしかいないようなところでやっているわけでございまして、理容師・美容師の業務の一部しかできない、こういった制度をつくった場合、こういう資格を有する人を必要な人材として、どの程度求人するか見込みは立ちがたいといったところがございます。

次のページでございますけれども、仮にこういう資格者が供給されるようになった場合でありますが、その知識や技術というのは理容業、美容業の業務のうちの一部でございますので、そういう意味で低技能の資格になります。

また、業務の範囲がカットに限られた施術しか提供できないということでありますので、 こういった業界の中では高い給与が支払われる見込みは立ちがたいということで、また、 長期的な雇用が確保できる保証はないということが言えるだろうと思います。

また、カット専門資格をいったん取ってやればいいのではないかということでございますけれども、その後理容師、美容師の資格を取得するための道筋として、また、それをやりながら必要な知識、技能を習得するということは容易なことではなかろうと思われます。そうすると、カット専門資格者というのは、理容業、美容業の全体の知識を持たない低技能の資格者にとどまるということになりますので、基礎的な部分をやっていませんので必要な職業能力を高めていくという発展性が難しい。

それから、基本的に1つの店を開いていくといったのが、理容師、美容師をやっている 人たちの1つの目標であるわけですけれども、そういう新たに開業して持続的な営業を行 うといったことは、なかなか難しいのではなかろうかと思います。

こういうことで、狭い範囲の資格制度を創設して就業機会を拡大しても、長期かつ安定した就労につながりがたいのではないかと考えています。これが就労の観点でございます。国民のニーズの点が2番目でございます。国民からどう言うかということでございますが、利用者からカットのみのこういうのをやってくれという要望などは、我々の方には直接いただいていたりは今のところしていません。それから、この理容美容におきましては現行制度でやっているところでもカットのみのコースとか、シャンプーまでのコースとか、さまざまなメニューが実際設けられております。そういう中でカットだけを業者の中でやったりとかございますので、利用者のニーズにはカットだけやりたいということには十分対応できているのではないかと思います。

たしかにカットの需要というのがありますけれども、これでもってこの一部分の技術の みを取り出して、カット専門の資格の創設に結び付けるものではなくて、緊急性が特にあ るというものではなかろうと思います。

それから、3つ目が理容業、美容業全体の資格の話でございます。この理容師、美容師全体の職業能力と。これもやはりカット専門師というものも、ある意味、理容師・美容師の1つと見られるわけでございますので、それは理容師・美容師ということは職業能力としては低いのではないかということになりまして、それは安全性とか衛生水準の確保といった点が困難なのではないかと思います。

こういうカット専門職、資格の方は先ほど申しましたようなことでございますので、なかなか職業能力を高めたり、あるいは開業して持続的な営業を行うということが難しいことが想定されますので、そうすると理容業、美容業全体の職業全体の魅力と言うのが低下していくのではないかと思われます。

それから、衛生水準の確保といった場合には、なし崩し的にこういった方々がシェービングやパーマをやったり、カラーリングをやったりとか、自分が習っていないことをやるということにつながりかねないことが懸念されている。

そうすると理容業、美容業の技術水準の低下とか、あるいは信頼性の損失につながるということで、最終的には利用者の安全性、衛生水準の確保など、消費者の利益を損なう恐れがあるのではないかと考えられます。

なお、4番目でございますけれども、理容師・美容師の資格を統合してカット専門師を やればいいだろうということを言っておられますけれども、基本的には理容師・美容師は 異なる技術、施術を行いますので、これは統合するということは必要ないのではないかと いうことで考えておりまして、この中でまたカット専門師をつくるということは既存の資 格の細分化を図るということで、制度を複雑化する。いたずらに資格制度をつくるという ことだけになるだろうと思います。

2番目の両資格保有者が勤務する施設について、重複届出を創設するべきではないか。 それについての問題点などをということでございます。現行制度は基本的に理容・美容と いうことで分けてやって、その下で法の適正な運用確保を図っているところでございます。

異なる営業を前提に法制化されておりまして、その後も改正されております理容師法、 美容師法の経緯や趣旨を無視するということになりますし、理容師制度、美容師制度の根 幹を揺るがしかねない問題であろうと考えております。

この両資格者が勤務する施設で行われる施術というのが、これは理容所としての美容師なのか、あるいは美容所としての美容師なのかということが不明確になりまして、衛生上の問題が起きたときの免許の取り消しだとか、店舗の閉鎖命令など不利益処分について原因の確定が困難になることで、適正な法令の遂行に支障を来すということ。これはこれまでも申し上げていたことでございます。

もう少しブレークダウンして2以下で申し上げておりますけれども、両資格者が勤務す

る施設というもので、重複届出をすることでの新しい類型を創設するということになりますと、いろいろ問題が出てくるということを挙げさせていただきました。

1つは理容所・美容所双方の届け出を出しているかどうか。これはなかなか現行制度では想定されておりませんので、当然営業者が双方の届け出をしているかどうか、これは利用者はなかなかわからないということで、混乱を来すことがございます。

それから、両資格者が勤務する1つの施設で、例えば美容師のみの資格しか持たない方がシェービングを行うといったことや、理容師の資格しか持たない方が女性のパーマをやられるということになりますと、これは無資格者がなし崩し的に理容業、美容業を行うという可能性がありまして、これは適正な技術を持っておられない方がやっているということになりまして、これは衛生水準を確保できないだろうと思います。

理容所、美容所で片方の届け出しか行っていないにもかかわらず、理容師が美容業務を 行い、美容師が理容業務を行って、双方に届け出をしているような営業というのも、こう いったことを助長する可能性があります。

これらをきちっと行政的に見て、取り締まればいいだろうという御意見があるかもしれませんが、これは各自治体で環境衛生監視員が監視をしておりますけれども、なかなかこれは実際のところは非常に難しいと思われます。

もしこれを必要な衛生措置について遵守されているかどうか、立ち入り検査をやっていますけれども、これをきちっと取り締まってやっていくということになると、無資格者がやっている行為を取り締まるということになる。これはなかなか外見で見たところではわかりませんので、かなり頻繁に立ち入りをしたりとか、中に入ってみなければいけないといったことで、膨大な人員を必要とするということになるだろうと思われます。こういったことで、いろんな無資格者がやるようなことを助長するおそれがあるということで、問題があるだろうと考えております。

それから、3点目でございますけれども、混在勤務の解禁や両資格の統合といったものが利用者の後継者の問題の軽減とか、消費者ニーズへの適合など、こういったことに有用ではないかといった御指摘でございますけれども、それぞれ下に書かれているとおりの問題点があるということでございます。

混在勤務につきましては、先ほど上の(2)の方で申し上げたとおりでございまして、 資格を持たない方がやる、美容師の方が、適切に技術を持たない方がシェービングを行う、 あるいは理容師の方が女性のパーマネントを行ったりということで、無資格の方がなし崩 し的に行うといった可能性があり、問題があろうということでございます。

両資格の統合ということでございますけれども、理容については基本的に頭髪の刈り込みや顔そりなどの方法によって容姿を整える、美容としてはパーマネントウエーブ等を行うということで、結髪などで容姿を美しくすることを、それぞれ目的としております。こういう目的がありまして、用途、習っている技術として養成施設などでも教えていることなどは明らかに違っております。そういう形で異なる施術を土台にしてやっておりますの

で、習得している知識、技術に違いがあるわけでございます。

こうした中で、両資格統合するということになりますと、これは理容師と美容師を統合するということになると、今、養成施設2年以上ということになりますけれども、更に養成には修業年限、時間を要するということになりますので、これまで以上に早期の就労が困難になることが考えられますので、これは適切ではなかろうと考えております。

それから、理容師と美容師の両資格の保有者が勤務する施設での重複届は上の(2)で 回答したとおりでございます。

2番のところでございますけれども、今、理容のニーズがなくなっているのではないかといった御指摘、理容所が減っていることについての御指摘もございますけれども、一応我々も見ていますけれども、利用者のニーズに応えるだけの必要な供給は行われているだろうということで、現時点でこの理容所の減少において特段支障が生じているということではなくて、理容師の資格や美容師の資格を統合しなければいけないという緊急性はないだろうと考えております。

それから、繰り返しになって恐縮ですが、異なる施術を行っているということでございますので、それぞれ両業とも重要な業種でありますので、振興を行っていくということが重要でございますけれども、それぞれのニーズに応じておのずとニーズが高まっていくというようなことがあれば、また必要な人材が入ってくるだろう。そういうサービスが供給されるだろうと考えております。

いずれにしても、利用者はその嗜好に合わせてどのサービスを受けるかを選択しておりますので、両資格を統合してやるとなると、すべての施設で多大な設備投資を行わなければいけないということになりますので、そういった難点があろうかと考えております。

説明については以上でございます。

- ○八田主査 ありがとうございました。時間の配分はどうなりますか。
- ○事務局 理美容に関しては 50 分間ですので、 5 時 20 分までということで考えております。
- \bigcirc 八田主査 5時 20 分ですね。わかりました。

どうもありがとうございました。カット専門師の資格を作るとか、美容師・理容師混在 という話の前に、資格を持った人がちゃんとやっているのかどうかを検査する体制につい て伺いたいと思います。昔、表参道のアクアという店で日本有数の美容師さんが実は美容 資格を持っていなかったということで、カリスマ美容師の無資格問題というので大きな問 題になりましたね。

それから、私が知っているところで 15 年ぐらい前ですが、大阪の大きな美容店チェーンの一つで、千里にあるすごく繁盛していた店でした。店長さんは大体 26、7歳で、その人は美容師の資格を持っている。他にも資格を持っている人がいましたが、大半が資格を持っていない。持っていないで修行中で通信で学校に行きながら、実際にカットもするしパーマもするし、全部やっていた。

そういう状況は恐らく今は直ったのか直っていないのかよくわからないのですが、それ に対する監視状態というのはどうなっているんでしょうか。

- ○松岡課長 1つは保健所におきます環境衛生監視員が定期的に回っていくということを やっています。これはそんなに頻繁にできるわけではございません。
- ○八田主査 昔からですか。
- ○松岡課長 昔からでございます。開設をしたときには実地に調査をするというのは、必ずそれは行うとしています。その後、実際のところ定期的にと言っても、問題がなければ何年に1度といった形になると思います。

もう一つは、いろいろ保健所に通報が来ることがございます。利用者の方から、どうも あの人はあまりうまくなくて上手にできない。資格がないのではないかといった話が入っ てくるというのがあります。

それから、いろいろ同業組合がありますので、そこでの監視の目で、どうもあそこはおかしいのではないかといったことが入ってくるといったことがあれば、組合の方としては名簿を見たり、そういったことを契機にして調べたりするということあると伺っております。

- ○八田主査 美容師さんか理容師さんの写真を付けて、その資格を表示するという制度は ないんですか。
- ○厚労省生活衛生課員 表示の義務まではございません。
- ○八田主査 先ほど申し上げたような事例から見ると、要するにインチキやるのが当たり前という状況。少なくとも、その時点ではそういう状況だったんですが、それなのにどうして写真入りの証明書を提示させないんでしょうか。もしそれがあれば、通報だってすごくしやすいですね。
- ○松岡課長 それは1つの考え方であります。
- ○八田主査 それをしなければわかるわけがないではないですか。
- ○松岡課長 やはり、基本的な施術なり、そういったところがちゃんとできているかどうかといったところで、一般利用者だとかは見ていますので。
- ○八田主査 しかし、資格を有しているかどうかというのは、写真入りで証明書がかかっていなかったら、お客さんはわかりようがないですね。言葉で信用するよりしようがないです。

だから、そういう店は店長さん以外の大半は持っていないですから。それを許容しているわけです。私の場合、このことに昔から関心があるから、いちいち資格のことについて聞いているし、今どういう勉強をしているか聞くからわかるけれども、普通の人にはわかりっこないです。そうしたら、すごく簡単なことで、やはり証明書を提示するということが必要なのではないですかね。

○松岡課長 お客さんから資格はどうですかと聞かれたりしたということであれば、こういう資格を持っていますというのはちゃんと言わなければいけない。それはそのとおりで

す。

○八田主査 資格を持っていない人がカットをしたりすることは非常に重要なことであり、 そういうことを絶対に防がなければいけないとおっしゃるから、そうならば現状でもそう いう手だてをきちっと打たれるべきではないかと思うんです。だから私は、むしろ規制強 化をすべきではないかと思うんですね。

○松岡課長 そういうところで顔写真を入れてですとか、資格制度について例えば看護婦 さんとか、医者とかいろいろありますけれども、すべての資格にそういった形で病院に義 務づけているかと言えば、それはそんなことしていないですね。

○八田主査 だけど、それは1対1でしょう。

看護師さんと病院というのは、一応病院が全部そこのところを監査して、そして病院がもし変なことをしたら、即刻大変な罰を受けるわけです。だからいちいち患者さんが、この看護師さんはどういう資格かをチェックできなくても信用できますね。だけど、この場合には実際にどこでも違法があるわけだから、そういう状況を防ぐためにはやはり写真でチェックすべきではないんですか。

- ○松岡課長 いや、それは他の資格制度との並びもあると思います。それは定期的に現状でお店の方はおさえていますので。
- ○八田主査 そこのところをいい加減にするのは、要するにこういうことができないようにするためだとしか思えないのではないですか。

要するに、いい加減な人が入ってきては困ると言っておきながら、そして実際の手だては何も講じない。しかも、カット師は、カット以外のこともするかもしれないからそういう資格は設けられないというのは、矛盾した話ではないですか。

- ○松岡課長 店をやっている店長なりそこはしっかりおさえているわけです。
- ○八田主査 おさえられないではないですか。カット師がいい加減なことをするよと言っているのではないですか。
- ○松岡課長 おさえているわけですけれども、それはカット師とか入ってくると、そういったことを助長するということになるわけです。

我々は、今のものは美容所に行けば美容師がいる。それから、理容所に行けば理容師がいるということではっきり区分けできるわけですけれども、カット師という存在が入ってくるということでなれば、これは更に非常にひどい状態になりますよ。

- ○八田主査 今はアクアの日本一の美容師さんでも資格を持っていない。それがわからない状況。それは写真の証明書を出したら一発でわかるわけです。それを何でやらないんですか。
- ○松岡課長 それは1つのお考えかとは思いますけれども、それはいろいろ他の資格制度 全般との並びとかを考えているんです。
- ○八田主査 どうでもいいのではないですか。もし必要ならほかもやってもらえればいい ので、理容師・美容師はそういうことが現実にあったんです。

- ○松岡課長では、ほかの資格も全部そうしろとおっしゃいますか。
- ○八田主査 それは、ちょっと話をすり替えていませんか。それはそれでまた向こうで議論すればいいことで、あなたのところは必要でしょうというわけです。
- ○松岡課長だからそれは、ほかの資格制度との並びがあります。
- ○八田主査 並びは向こうに並んでもらえばいいのではないですか。
- ○松岡課長 勿論、資格制度に並びはあるわけです。それと、我々がやっているのは、お店をちゃんとやれているかどうかです。
- ○八田主査 やれていないって言っているんじゃない。ここの返答は一切やれる自信はご ざいませんと言っているわけです。
- ○松岡課長 非常にやりにくくなるということを申し上げているんです。
- ○八田主査 今やっていないというわけですから、できない。そうならば、写真入りの証明書をちゃんとかければいいのではないですか。ここでおっしゃっていることはそれで全部解決する問題ではないですか。

これはもう考え直してください。これはあまりにばかばかしい。

- ○松岡課長 それは1つお考えでありますけれども。
- ○八田主査 考えも何も、当たり前ではないですか。要するに、ここで言っていることは、 ほかの資格の人が来たら別のことをやるかもしれない。それをチェックする能力がないと いうことです。そのとおりなんです。今は何の資格も持っていない人もカットをやってい るわけです。
- ○松岡課長 一例を挙げて極論をされるのはいかがかと思います。
- ○八田主査 一例ではありません。アクアの例だけでなく、私のさっき申し上げた例もあります。同じ北大阪にあって違反をしていた店をもう一軒知っています。

松岡さんは、カット師がカット以外のことをしないように監視する自信はない、とおっしゃる。今の体制では監視できないと言っておられる。カット師の違反者を監視できないならば、まだ何の資格を持っていない人だって何でもやるかもしれないということを暗に言っていらっしゃるわけです。きちんと監視するための制度をつくるべきではないか。

- ○松岡課長 今の制度でちゃんと監視をすべきということであれば、それは無資格の人が やるのは適切ではありませんので、我々としてはちゃんとやるように考えます。
- ○八田主査 時間がないので、次の論点にいきたいと思います。

2ページの1(2)の中に「理容業界・美容業界の中において、高い給与が支払われることは見込み難く、かつ、長期的な雇用が確保できる保障がない」とおっしゃる。キュービーハウスの大体の給料は幾らぐらいですか。

- ○松岡課長 存じ上げません。
- ○八田主査 何でですか。「カットだけをやっている人に高い給与が支払われることは見込み難い」と言っておられますが。
- ○松岡課長 ヒアリングで資料は出されているのは知っていますけれども、それが本当か

どうかというのは我々はわかりません。

- ○八田主査 ここでは高い給料の支払われることが見込み難くと言ってらっしゃるんだから、調べたわけでしょう。
- ○松岡課長 それはキュービーハウスでヒアリングなどをされているとか、出されている のは承知しております。それが本当かどうかは我々はわかりません。
- ○八田主査 調べていないのに、高い給料の支払われる見込みはないとおっしゃるんですか。
- ○松岡課長 キュービーハウスから出されていた資料というのは我々は見ましたけれども、 それは実際どうなのかというのはわかりません。それは月給が 25 万~60 万ということで言 われていますけれども、実際にどうなのかというのは我々は、1 つの宣伝ですから、どう なっているのかわかりません。

それは今キュービーハウスでやられているということは、これはある意味で理容・美容 の資格を持たれている方としての給料で出されているわけですので、カット師になられた ときには、これだけの給料が確保されるかどうかはわからないと思います。

- ○八田主査 「業務範囲がカットに限られた施術しか提供できない資格であることから、 高い給料の支払われる見込みがない。」この根拠を教えてください。
- ○松岡課長 根拠を申し上げますと、それはある意味でほかでやっている人たちから引っ 張ってくるということになると、理容・美容の求人の相場がありますので、それと対抗す る形で出されていると思います。

カット師ということになると、ほかの理容・美容で使えない人たちを雇うことになるので、当然安い給与を設定して雇うということは容易になると思います。それはそういう意味で、同じ給与が支払われるかどうかというのはわからないと思います。

- ○八田主査 しかし、高い給料の支払われる見込みがないという根拠は何ですか。
- ○松岡課長 今、申し上げたとおりです。ほかで働き口が多いわけです。
- ○八田主査 高い給料の支払われる可能性もある。しかし、ない可能性もあるとおっしゃるんですか。
- ○松岡課長 いや、少ないと思います。
- ○八田主査 少ないという根拠は何ですか。
- ○松岡課長 ですから根拠は需要と供給の関係です。
- ○八田主査 実証的な根拠はないと。
- ○松岡課長 実証的な根拠というのは、供給は働き口がたくさんあるわけです。理容師・ 美容師の資格を持っていたら、どこの美容所でも理容所でも働けます。
- ○八田主査 だけど、400万円以上も稼げませんよ。私は美容師さん理容師さんを数人知っているけれども、多くは 200万幾らですよ。キュービーハウスに行くと4百何万稼げるんです。
- ○松岡課長 それは、我々もその方が何人いらっしゃって、どうなっているかはわかりま

せんから。

- ○八田主査 ちゃんと調べてから、こういうことを言うべきではないですか。
- ○松岡課長 理論的に言うとそういうことですよ。申し上げたとおり。安いところでしか 雇えない方、そこでしか働けない方は当然給料が下がります。
- ○八田主査 しかし経営上の工夫をして非常に能率的に活用できれば話が違いますね。しかも、キュービーハウスの場合には、美容師は美容師だけで集めないといけない。理容師は理容師だけで集めないといけないという現状の制約があっても、そんなに払えるわけです。

これが、そういう制約がなくて楽にやると、いろんなところでできるようになるし、給料も上がる可能性すらあるでしょう。

- ○松岡課長 いや、そんなことはないですよ。そこでしか働けないということは、働きに 出れないから給料が低くなります。
- ○八田主査 あなたが全部そんなことできないと決める必要はありません。新しい資格を つくったらばここで絶対に給料が上がりませんなんてことはありません。実際問題という か、ほかで稼ぐよりはるかに高い給料を稼いでいる例もあるじゃないですか。
- ○松岡課長 我々はそういうことになったら、悲惨な状況になるとしか本当に思えないです。
- ○八田主査 そんなこと言ったって、働く人当人の勝手です。
- ○松岡課長 当人の勝手とか言うけれども、それはそこでしか働けないような資格ですよ。 ほかの理容所か美容所とかで働けない。
- ○八田主査 幾らでも働けます。

例えば、実際の美容師さんが資格を取ったところで腕前は大したことなくて、結局資格 を取る前も取る後も、まともな美容所だったらちゃんと夜に研修をしています。そうして 相当に修行をさせる。それは大体カットです。カットの修行です。

カットというのは非常に技術が要るから、カットだけがうまい人というのは、いろんな 美容所で役に立ちます。そういう資格を持っている人は、キュービーハウスだけでなく、 広範なところで役に立つ。

しかも、そういう人たちは最初の2年間は今は全く下働きで、カットも何もできなくて、 とにかく試験に合格するまではその辺のお掃除をしてやっているわけだけれども、それが 早いうちからカットができるようになったら、少なくともカットに関しては働いている間、 地道にうまくなっていける。だから、これはいいことばかりだと思いますけれどもね。

○松岡課長 いや、全然そんなことは思えません。単に低技能の方をつくって、一部のと ころでしか働けないところをつくるというだけだと思います。

しかも、カットをやるということについては、十分理容と美容の既存のところでできる わけですから、そこで現にいかれているわけです。

○八田主査 課長がおっしゃるのは、最初はキュービーハウスでしか、そういうところで

しかカット師は使いようがないとおっしゃった。そんなことはないでしょうと私は申し上げております。いろんなところに使い道があるでしょう。

- ○松岡課長 いや、それは小さお店ですから。
- ○八田主査 結構チェーン店で大きいところがあります。そして、そういうところでさっき申し上げたように、非常に良心的に修行をさせているところがあります。そういうところではやはりカットができる人というのは役に立ちます。だから、キュービーハウス的なところだけではないです。
- ○松岡課長 やはり、学校でちゃんとしかるべく基礎もやって、パーマからシェービングとか、いろんな技術を身に付けているからこそ、いろんなことができるわけです。それをカットだけで短期間で促成栽培で3か月でできるとか言っておられますけれども、それではやっていけない思います。
- ○八田主査 美容学校では実技を身につけるというよりは、みんな店で修業をさせてもらっているわけです。その店で訓練をするから、うまくなっていくんです。だから、資格としてはお客では判断できない衛生に関する知識をさっさと教えて、そして後は店で訓練させるというのは一番素直だと思いますけれどもね。

それで、少なくとも私のポイントは、こういう人の用途がキュービーハウス的なところだけに限るということはないでしょうということです。

- ○松岡課長 現状を見ると、それしかないと思います。
- ○八田主査 先ほどから申し上げているではないですか。具体的にカットというのはそんなに簡単なことではなくて、それなりに修行が要って、店でもって修行をさせる必要があるから、そういう人がいたら、そういう人なりに普通のお店でも役に立ちます。
- ○松岡課長 カットはやはり、いろんな衛生や知識で、技術を学んだ上で、技術の理論などを学んだ上でやっていかないといけませんので、それはあくまで、お店でやっていってどんどんうまくなりますけれども、理論なり基礎をしっかり学校で習った上でやってく必要はあると思います。
- ○八田主査 衛生の知識は絶対に必要です。それは大賛成です。だけども例のルネッサンスのファッションとか、あんなものは要らないと思います。

私は教科書を持って行って、私の大学の研究室には美容師の教科書のセットが全部あるから、お客さんにはみんな見てもらうと、こんなばかばかしいことをやっているんだと皆さんおっしゃいます。それは本当に若い人の時間をむだにしていると思います。物理にしても。化学にしても。

それで、給料が低くなるという証拠なんて全くないし、むしろ実証的には高い。それから、カット師がカットだけに限定して仕事をするかどうかを、きちんとするための証明書の提示なんてことは非常に簡単にできるということの議論が進んだと思います。

あと、美容師と理容師の両方ともができる人が、田舎でお店を両方ともやってどうなの かということなんですが、私の知っている人たちは特に男の子で、床屋さんの息子で東京 にやってきた。それで、一応理容師の資格は取ったわけだけれども、理容師というのは本 当に少ないから、美容師として働いて修行をして元に戻りたいという人は結構いて、両方 とも資格を取る人は男の子は多いです。

その場合に、戻ると本当は両方ともできるのに、理容を選んでしまったら理容だけ。美容を選んだら美容だけになる。これはいかにも田舎ではもったいない話だと思うんです。 それが、ここで申し上げていることの根本的な理由になっているんです。

それで、ここのことに関しても、先ほどの証明写真付きの資格、美容師と理容師と両方とも資格を持っていますということをちゃんと掲げさせる。そうすると、表にもこっちの床屋のマークもいいし、両方とも付けることができる。そうすれば、表示上の問題は何もないと思うんですけれどもね。

- ○松岡課長 申し上げましたように、例えばネームプレートを付けたりとか仮にやったとしても、先生が言われるのは理想的なケースですけれども、それは1つのケースとして一理あるにしても、容易に起きる話としては、両方資格を持っていて、そこにまた片方の資格を持っていない人が入り込んできてやるというのは、これは容易に起こり得る話です。
- ○八田主査 写真付きの証明書、資格書を付ければ、それだけで変わります。
- ○松岡課長 では資格の証明書を付けているかどうかというのを、しょっちゅう見なければいけません。
- ○八田主査 それはお客さんが通報できます。
- ○松岡課長 資格の話は写真の証明というのは1つのお考えでしょうけれども、それはいろいろお店のところで捕まえて指導していくということをやっていけば、それはその中で資格者はどうかというのは見ていくと、いろんなやり方があると思います。無資格者がやらないということは、それは大事なことだと思いますので、そこの指導はちゃんとやっていかなければいけない。それはおっしゃるとおりだと思います。
- ○八田主査 我々としては資格を取りたい人たちが、役に立たないことを無理やり勉強されられて苦しんでいるのを見ているから、才能のある人がさっさと仕事ができるようにということを考えて言っているんです。

今の話は、ここの3ページに大体書いてあるような、美容師の資格を持っていない者が シェービングをするということは、写真入りの証明書でほとんど全部解決すると思います。 大体調理師さんの場合には写真は入っていないけれども、免許証が掲げてありますね。そ れに似たようなことにすればいいんです。

もう一つは、アメリカの現在の制度は知りませんけれども、私がいた 60 年代、70 年代は ユニセックスと称して床屋さんと美容師さんの両方ともできますと言うところが非常に増 えました。そういうことを外国でもできているわけだから、こっちでもできないことはな いだろうということがあります。

もう一つの問題は、やはり美容所に男の人がお客さんとしてどんどん入ってきていると 思うんです。床屋さんに行かないで美容師さんに行った方が、ひげもそらないでいいし、 夜も遅くまでやっているからいいという人が多いと思うんですが、ここで4ページで書いてある、美容とはパーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすることをそれぞれの目的としており、これは別の施術を行うから習得する知識、技術に違いがあるとおっしゃっているんですけれども、これはやはり現実に合わせて変えていくべきです。現実はどういうことかというと、必ずしもひげをそる必要はない。それで、近くにあれば美容所で男の人も行ける。そういうサービスにやはり変えていくべきではないんですかね。

- ○松岡課長 それは今の理容所でもカットだけやるとかいうのはやったりしていますので、 十分応えていると思います。それをあえて新しいカットだけしかできない、そういう中途 半端な資格をつくる必要はないと思います。
- ○八田主査 ですから、何もその違いをお化粧の違いに求めるよりは、むしろ今で言えば、 例えば顔そりをやるかどうかという違いに求めて、そこの資格を追加的に取れば、理容も できるという形にしていけばいいのではないかと思うんですが。
- ○松岡課長 顔そりは重要な役割の1つですので、それはちゃんと理容師として身には付けておいていただくことが必要だと思います。
- ○八田主査 そうです。だから美容師はその資格がないから、美容師さんが追加的にひげ そりの技術を学んだらば、理容師さんもできるという形で統合していけばどうかというこ となんです。
- ○松岡課長 ただ、かなり根本のカットのところとか、パーマの技法とか、短い髪の人と 長い髪の人をやっているのと違って、男性を前提に教えていますので、かなり土台が違っ ているということは確かです。

だから、ある意味そう1個だけ、ここの部分だけやってというようにはなかなかいきませんので、それは相応に追加の資格を取るということになると、時間がかかるだろうと思います。

○八田主査 私もいろいろな店の美容師さんからお話を伺っていますが、そうは言っていませんね。ほとんど同じような座学を学んでいます。彼らは、授業料がもったいなかったということをいつも言うわけです。

実技にかける時間は非常に少ない。だから、例えば実技でひげそりみたいなことならば、 そこはそこでちゃんと美容師さんもひげそりをきちんとやれば、その資格を追加できると いうことをやれば、今の時代のニーズに合うのではないかと思うんです。

昔は本当に女の人は女の人、男の人は男の人だったのが、今は現実に男の人も美容所に どんどん入ってきているわけですね。その時代に合った制度の仕組みに変えていくべきで はないかと思います。

それで、その基礎としてカット師というのが、両方のベースになり得るのではないかということなんですが。

○松岡課長 それは御意見としてあるんでしょうけれども、ただこれはたびたび申し上げ

ますけれども、カット師というのは本当に一部のところだけですので、こういう資格を取ったとしてもこの業界の中で生き残っていく上では、非常に中途半端なものだと思います。 〇八田主査 そこが根本的に違うんです。優れたカット師さんは、どこの美容所でも大活躍できると思います。

- ○松岡課長 それから、そういう人がまた習っていない分野に手出しをするということになりかねない。
- ○八田主査 それは写真入りの証明書で解決できるでしょう。それも本当に簡単なことです。今はその簡単なことを前提としないで、全部いいかげんにしておいて、このいいかげんのままでいきますとおっしゃるわけですね。しかし、そもそも今がまずいでしょう。
- ○松岡課長 ですから、そこは非常に難しくなるということです。今ある程度外見でわかるところでやりますけれども、外見でわからないようなところになりますので、それは非常に監視をしたりということになると、非常に難しくなると思います。
- ○八田主査 元に戻ってしまいますけれども、例の大阪千里の美容所では店員のかなりの割合が資格を持っていなかった。それでもやっていた。それはまずいと思うんです。それを防ぐ最も有効な手段は、やはり資格の免状をちゃんと飾らせるということだと思うんです。それをやったらとたんに解決する問題ですね。
- ○松岡課長 やり方はいろいろあると思いますけれども、ただこういう資格を重複でやる といった届け出を出しているということになると、これは非常に変なやり方が助長される ことになるので、それは結局、衛生水準の確保といった点ではまずいことではないかと思 います。
- ○八田主査 最初から申し上げている通り、衛生はカット師も勉強しなければいけない。 それは絶対の条件です。

全然無資格な人がいるならば、きちんとした証明書を飾るべき。それは現行でも必要ではないか。

- ○松岡課長 衛生水準の確保というのは勿論施術とくっついているわけですので、単に衛 生理論だけ学ぶという話ではないと思います。
- ○八田主査 今、衛生知識が全く持っていない人がカットなんかもやっているわけです。 それはやめさせなければいけないですね。
- ○松岡課長 それはまずいとは思います。それはちゃんと取り締まらないといけないことです。
- ○八田主査 まず、そこに関しては共通だと思うんです。そのためには、そんなに写真付きの証明書を置かせることが大きなコストだと思わないですね。

アメリカの美容所で、そこの美容師さんがどこのコンテストで1等を取ったとか優勝したとかいう免状を壁にたくさん飾っていることがよくあります。美容師さんによって給料が違うわけです。

そういうものを飾るというのは、そんなに難しいことではないと思います。資格の表示

はむしろ必須のような気がしますけれどもね。

- ○松岡課長 免状を飾ったりというのは日本でもやっていると思います。
- ○八田主査 できたら写真付きということですけれども、写真がなくても免状を飾らせる だけでずいぶん効果はあると思います。だって名前は1対1でわかっているわけですから。 それも義務化すればいいと思います。

私の質問は以上です。

○事務局 幾つか確認をさせていただきたいんですが、3ページに関するところなんですけれども、理容師・美容師両資格保有が勤務する施設の重複届出はだめだということなんですけれども、仮にもともと理容所をやっていましたというときに、同じ施設で美容所としての届け出も出てきましたといったときというのは、これはどういう対応になるわけなんでしょうか。

仮に理容所の届け出をしていて、まさに同じ場所で美容所としての届け出も出てきましたというと、これはどういう扱いになるんでしょうか。

- ○厚労省生活衛生課員 基本的には同一の店舗をそれぞれ法律が理容師法、美容師法と分かれていまして、理容師が施術を行うところは理容所だという形になりますので、そこで同一の店舗を理容所で仮に届け出をしているのであれば、同一の店舗をもってまた美容所として届け出を受理することはできないと思います。
- ○事務局 その具体的な規定は。
- ○厚労省生活衛生課員 それは理容師法、美容師法です。
- ○事務局 理容師法、美容師法ですと、特にそういう規定はなかったのではないかと私は 認識しておるんですが、例えば理容師は理容所において基本的に業務を行うという規定は あるとは思うんですけれども、それ以上の規定というのが特には見受けられなかったんで すけれども。

要は、理容所において仕事をするのは、理容師でなければいけないという規定はないとは思うんです。

- ○松岡課長 理容所において働くのは基本的に理容師です。
- ○事務局 いや、そういう規定はないんです。
- ○厚労省生活衛生課員 要は、美容所とは美容業を行う場合に設けられた施設、理容所は 理容の業を行う施設。理容師とは理容の業を行うものだという形になっていますので、当 然理容所で業務を行えるのは理容師です。
- ○厚労省生活衛生課員 理容師の免許を受けたものでなければ、理容業としてならないというところもあります。
- ○事務局 届け出をしたときに、基本的に届け出は所詮届け出ではないですか。というと、 行政の方でそれを受け付けるとか受け付けないとかという裁量はないのではないかと思う んですが。それはどのようにお考えなんでしょうか。
- ○厚労省生活衛生課員 確かに届け出なので、基本的には必要なことが記載されていれば、

それは届け出として受理するべきものだとは思いますけれども、あくまでも理容所として、 または美容所としての衛生措置をきちっと担保した上で、施術ができるような構造設備に なっているかどうかというものの確認がございますので、そこは当然確認をさせていただ いた上で、きっちり営業を始めていただく。

それができなければ営業は始められないことになってございますので、そういう意味では理容の業を行う場合に必要な施設設備が整っている場合、美容が行う場合に必要な設備がそろっている場合、それぞれの行為の確認をした上ではございませんけれども、その上で業が開始できます。

- ○事務局 となると、届け出についてはいったん受理はされた上で、検査のところでおか しいという指摘が入って開業できないということになるわけでしょうか。
- ○厚労省生活衛生課員 そうです。基本的にはそういう形です。
- ○松岡課長 届け出のときに、一応要件を満たしたもので出されているかどうかというの は当然見ることになると思います。
- ○事務局 それはここの要件は形式的な要件ですから、要は書類に書くこと書いてあれば 受け取らざるを得ないと思うんです。

ただ、実際検査のときにその要件というのは、衛生はちゃんと確保されていることみたいに幾つか要件があると思いますけれども、要はそれが確保されているということの確認が取れれば開業できるということになるわけですね。

そのときに、理容所と美容所の規定はほぼ一緒だということになると、片方を満たしていれば当然にもう片方も満たすはずということになる。検査をもってそれをはねるというのは、それはおかしいのではないかと思うんです。

- ○厚労省生活衛生課員 少なくとも理容師法、美容師法上は、法律では最低限の話しか書いていませんので、当然自治体の条例で衛生措置をそれぞれの基準で定めていただいていますから、それぞれの自治体の条例に基づいた構造設備基準というものも当然クリアしていただく必要があります。
- ○事務局では逆に、それをクリアできれば大丈夫ということですね。
- ○松岡課長 そこで理容の業をやれるかどうか、美容の業をやれるかどうかというのは、 きちっと見るという形になります。
- ○事務局 業をやれるかというか、例えば衛生がちゃんとしているとか、明るさとか幾つ か要件がありますね。それを損ねるおそれがないという確認だけですから、別に包括的な 業が云々という概念ではないと思うんです。

あと、都道府県の規定を幾つか見たんですけれども、基本的にはみんなどっちも一緒です。当然そんなに全部見きれるわけではなくて5、6個なんですけれども、その中で違うとすると、せめて席の数ぐらいです。他は私から見た範囲では基本的に一緒でした。

そういう私が見た範囲でいけば、席の数さえ厳しい方に合わせておけば、理容所として の届け出も、美容所としての届け出もできて、検査もはねられないというのが行政法上の 考え方だと思うんです。

- ○松岡課長 ただ、そこで美容ができるかどうかというのは、当然見ることになりますね。
- ○事務局 それは何に基づいてですか。
- ○松岡課長 美容所という以上、こうやることになっているか、道具をそろえてやっているかどうかということです。
- ○事務局 それは法令上の根拠がないですね。
- ○松岡課長 届けがあるとしても、実際にはできないところで届け出をされているという ことであれば、それは届け出をしているのは少しおかしいのではないですかということに なりますね。
- ○事務局 実際にできなければそうですね。ですので、当然そういう設備もあり、資格者がいるという前提のお話をしているわけです。
- ○松岡課長 設備があって器具がそろっているということがないと、それはおかしなことですね。
- ○事務局 そうですね。それは勿論そろっている前提でのお話です。 では時間も超えていますので。
- ○八田主査 では御検討をいただきたいと思います。
- ○岩村企画官 1点だけちょっと。事実確認ですけれども、先ほどの写真云々のところに 関連して、自治体の環境衛生監視員は大体どれぐらいの数の方がいるものなんでしょうか というのが1点と、それと年間で例えばそういう違反なり何なりというのが、どの程度発 生しているのかということはつかんでいらっしゃるのか。つかんでいるとすると、大体ど れぐらいの規模なのか。
- ○松岡課長 環境衛生監視員は全国で 6,200 人ぐらいいます。これは理容師・美容師だけでなくて旅館業や興行場法とか、クリーニングなどがあります。そういったこともやっている仕事です。違反件数については全国的なものはつかんでいます。
- ○厚労省生活衛生課員 すみません、今日は持ってこなかったんです。また後で提出をさせていただきます。
- ○八田主査 私がやはり1つだけ申し上げたいのは、1ページ目のフォローアップの美・理容師養成所の教科課程を必要なものに絞るという点に関して、今、検討をする準備であるということなんですが、社団法人日本理容美容教育センターに丸投げしていいのかなと思うんです。要するに、まさにこれは利益団体そのものですね。

我々としては消費者の利益と、潜在的に参入していく若い人たちの利益を是非考えたいんです。そうすると、勿論美容師さんや理容師さんの経験を持った方でもいいんだけれども、後でメンバーを見せていただきたいと思うんですが、要するに利害関係から外れている人たち、何らかの形で業界団体の利益に縛られないというのが明らかな人たちであればいいと思うんです。

実はこの間『美容と経営』という業界誌がありまして、それにこの規制改革会議のこと

が載ったんですが、我々の議論の整理が書いてあって、それへの反論というのは全く業界側の意見だけなんです。業界側としては参入はしてほしくないですし、既存の体制を揺るがしたくないですから、保守的な意見を言うに決まっているわけです。

我々第三者が見ても、不要だと思う内容が入っているわけですから、少なくともそういう判断ができる人も入れていただきたいと思います。現在の教科内容には大きな問題があると思うので、後で検討していただくときには、どういう人がその委員会に入ったか、検討会に入ったかということも見せていただきたいし、なるべく客観的な人が入るように御指導いただきたいと思います。

○厚労省生活衛生課員 それは昨年も御議論させていただいたときに、当然教科課程の中身の見直しをさせていただくときには、最終的には教科書を直さない限りできませんので、私どもも表面的なものを直しただけでは難しいものですから、そういう意味では教科書をおつくりいただいているほとんどの養成施設が、その教育センターが作成した教科書を使っているという実態があります。

そういう意味では、その辺のことも踏まえて、当然教育センターでやっていただく、要するに技術的、専門的な立場から御議論をしていただくことを考えておるんですが、当然その中には学識経験を持たれている方に参画していただくことになってございますし、私どもの方も昨年の検討会をやらせていただいた経緯もございますので、今回の規制改革のお考えも含めて、そこで御説明をさせていただいて、御議論をいただこうと思っておりますので、そこは変なふうにはならないようにはします。

- ○松岡課長 そこは先生の御指摘を十分踏まえて提出させていただきたいと思います。
- ○事務局では、時間も過ぎておりますので、終わります。
- ○八田主査 どうもありがとうございました。これからもよろしくお願いします。

(厚生労働省健康局関係者退室)

(厚生労働省社会・援護局関係者入室)

○事務局 それでは、少しお時間も過ぎておりますが、始めさせていただきたいと思いま す。よろしくお願いいたします。

時間は6時20分まで、約50分弱になるんですが、生活保護制度についてということで、 意見交換をさせていただきたいと思っております。

先に御質問をお出ししたのに対して既に御回答をいただいているものですから、まずこちらの内容について 15 分から 20 分で簡単に御説明いただいて、残り 30 分ぐらいで意見交換できましたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○古都課長 厚生労働省の保護課長の古都でございます。どうぞよろしくお願いします。 規制改革会議の雇用就労TFの方から御質問をいただいております、生活保護制度について 15 分程度御説明させていただきたいと思います。

まず第 1 点目で、規制改革推進のための 3 か年計画について「1. 勤労控除制度等の見直し」それから「2. 医療扶助の見直し」の 2 点の対応状況がどのようになっているのか

ということをお問い合わせいただいたところでございます。

1点目の勤労控除等は御承知のように、生活保護の生活扶助基準の中に既に勤労控除、 ある程度の就労を促していくということで従来からやっておりますが、これにつきまして は社会保障審議会の中の専門委員会の方で検証、生活扶助基準についてフォローアップせ よということが平成 16 年に出まして、平成 19 年度に生活扶助基準に関する検討会を有識 者において行いました。その中で、生活扶助基準の水準体系の在り方だけではなく、勤労 控除も含め全般的な検討が行われたところでございます。

その際、勤労控除につきましては4点指摘がございまして、1つは勤労意欲の増進、自立の助長という観点から、収入の増加に伴って保護費の減額というものが、意欲の阻害をする場合と、あるいは一定程度その際には手元に残る金額を増加させる必要があるだろう、と

それから、併せて阻害する面もなきにしもあらずということでございますから、保護から脱却する仕組みを検討すべきである。そして、勤労意欲というのはなかなかはかりにくい面がございますが、それを高めるかどうかについては実証的に検証しなさいという指摘が1点ございます。

他の意見もございまして、1つは生活保護受給者について勤労控除を引き上げると、手元に残る金が増える。そうすると、生活保護を受けないで働いている人との所得の逆転が起きるのではないかという問題の指摘。一方で、法の目的で自立助長があるのだから、勤労控除の給付額が結果として引き上がるということも正当性があるのではないか。このように両方の考え方が示されたところでございます。

3つ目の○でございますけれども、手元に残る金額が増えた場合に、逆に脱却しにくくなるのではないか。一方で就労を継続する。このように大体両論が併記をされておりまして、勤労意欲を促す工夫をどうしていくのかということについては、こういう問題を踏まえて検討を行うべきだという指摘をいただいておるところでございます。実際に御指摘をいただきましたのは19年度でございまして、現時点ではこれについて、これからいろいろ検討していこうかという段階でございます。

2点目、医療扶助の見直しにつきましては、これは経緯がございまして、三位一体改革を地方団体との協議を平成 16 年から 3 度ぐらい続けておりまして、平成 17 年のときもやっておりますが、その際も医療扶助の見直しについては、例えば負担割合の変更等について厚生労働省の方から一度提案をしております。しかしながら、それについては合意を得なかったという経過がございまして、先般、地方分権改革推進委員会の第 1 次勧告及びそれを受けた総理の本部長でございますところの地方分権改革推進要綱の決定におきまして、国と地方の協議の場を早期に立ち上げ、20 年度中に制度改正の方向性を得なさいという勧告が出、要綱でも決定を見ております。

その中で、自立支援の取組みの推進、医療扶助の在り方などということで検討し、方向性を探りなさいという宿題をいただいておりまして、今後、国と地方の協議の場を設ける

べく、現在準備をいたしておりますので、そういう中におきましても医療扶助の在り方について検討することになるのではないかと考えております。

次のページでございますが、稼動可能世帯の就労促進や保護脱却に資する仕組みということで、御質問の点は中間とりまとめに対する意見の中で、自立支援プログラムを推進して、世代間連鎖に着目したプログラムを奨励しておりますというところです。

世代間連鎖を再生産しないということにつきましては、例えば高校進学支援に関するプログラムなどを策定していただいております。具体的な自立支援プログラムというのは、非常にたくさんのプログラムを各自治体で工夫をしてつくっていただいておりますけれども、現時点では就労支援のプログラムはほぼ全国の自治体でつくっていただいておる。それから、今年は多重債務について自立支援プログラムを全国でつくってくださいというような、年度ごとに方針を定めてやっておりますけれども、その中で、就労支援以外にもいろいろつくっていただいているところでございます。

その中で、例えば高校進学支援プログラムにつきましては、19年度の策定数は97、その後も増えていると思いますが、1,837人が参加をされまして、高校進学は1,545人ということで、達成率84%という数字が出ております。

具体的な内容としては、そこでは東京都板橋区あるいは北海道釧路市のプログラムの内容を書いてありますけれども、やはり高校進学に関する動機づけ、保護者、子どもの進学意識の醸成、それから、資金等の情報提供を行う等々のことをいたしておりますし、釧路でも同様のプログラムをやっている。昨今の新聞等を見ましても、NPOがそういう生活保護の子弟に勉強を教えるなどという取組みを聞いておりますので、この辺については、もっと外の支援も使って進んでいくのではないかと思っております。

高校進学につきましては、生業扶助の方で平成17年度から、高校就学費用を給付をするというスタイルを取りましたので、法律上、教育扶助というのは義務教育期間ということになっているんですが、高校までも平成17年以降入れるようにいたしまして、今後これがかなり効果が出てくるのではないかと思います。財政的な費用の裏打ちもするようにいたしましたので、あとはやはり、ここにありますような意識の醸成といったことをしっかりやっていくように、ケースワーカーが関わっていくことを広げていきたいと思っております。

それから(2)に学資保険の保険料に関しては、現行の取扱いにおいても学資保険の保有を認め、満期保険金等を収入認定しないことになっております。学資を目的とした貯金の取り扱いについてもということでございますが、基本的に生活費の節約で保護費から得られた預貯金は、使用目的がきちっと自立更生に資するというのであれば、資産に当たらないということで、ある程度保有を容認しております。何でもいいということではございません。

そもそも最低生活の保障ということですから、生命の危険を侵してまで預貯金してもらうことは求めていないわけでございます。ただ、可能な範囲でその自立につながるという

ことでやる場合ならいい。その観点におきまして、学資を使用目的とする預貯金につきましては当然、被保護世帯の自立更生に資するということで、趣旨目的に反しないと考えておりますので、保有は認めるということでございます。

3番でございます。下記の制度は勤労意欲を増進させるとともに、大学等への進学の促進により貧困の世代間連鎖を保つために有用であると考えている。1つは勤労収入から大学進学のための準備費用を控除する制度。それから、勤労収入の一部を積立て、大学等の学費に使途を限定して、取り崩し一時金として支給する。こういう2つ御提案をいただいております。

これにつきましては、まず1についてでございますけれども、基本的に保護費の支給というのは本人の能力を前提にしておりますけれども、経緯が第1、第2パラグラフに書いてございますように、従来は義務教育修了者については稼働能力の活用ということをしておりましたけれども、まさに一般世帯の高校進学率は既に97%を超えているということでございます。そういう状況を踏まえますと、やはり高校進学というのは少なくとも自立助長には効果的であろうということでございましたので、技能修得費という形ではございますけれども、高校進学の就学費は出すということにいたしたところでございます。

一方で大学進学率というのは、そもそも一般世帯の方も 46%であるということでありまして、必ずしも最低限度の生活に必要だということは難しいと考えており、現時点で保護費の支給段階にはないだろうと思っております。したがいまして、学資保険料等を保護費として支給することになるような御提案については、適当ではないのではないかと考えております。

ただ、当然のことながら生活保護受給者の子弟が大学進学を希望した場合、どういう仕組みがほかに考えられるか。生活保護は他法、他施策の活用が基本でございますので、各種奨学金あるいは学費の免除、就学資金の貸付け、特に就学資金の貸付け等は生活福祉金等でもやっておりますので、こういったことをきちんと御紹介をして、活用していただきたいとも思っております。

それから、先ほど保護費とか勤労控除など、手元に残った金銭で積み立てを行うということは認めておりますので、そういった範囲で、例えば世帯を分離して、学生さんの方はそういう、奨学金等々あるいはアルバイトなんかしていただくことになろうかと思いますけれども、だからと言って他の家族やそういった世帯の保護については継続する取扱いで、できるだけ学校へいきやすくするようにしております。

つまり、アルバイト収入については他の世帯の収入認定をしないような取扱いも始めておりますので、こういったことも少し一定の評価を他でもうけていると受け止めておりますので、このなお書きに書きましたようなことを使って、希望される方には進学の支援をしていきたいと考えております。

勤労控除において、手元に残る収入を大学の学費に使途を限定して積み立てるということであれば、その積立ては先ほどの預貯金と同じようにして差し支えないとも思いますけ

れども、ただ、勤労収入から控除するというのは、現時点では認められないということで ございます。

最後でございますが、1枚めくっていただきまして全国一律の保護行政実施のための仕組みづくりということでございます。御質問では最低限度の生活保障という役割は国が担うべきもので、政府は自主的に所得配分の機能を有しているから、国がすべて保護費を負担するという意見もありますが、保護費の国と地方の財政分担の在り方についてというとで、御回答とさせていただいたのは、17年に改正されました生活保護及び児童扶養手当に関する関係者協議を国と庁で行いましたけれども、そこで検討されました。

その後、特には行われておりませんというのが回答でございます。

- ○事務局 ありがとうございました。では、先生の方からお願いいたします。
- ○八田主査 どうもありがとうございました。私自身がチェックすべきことがあったんですが、高校のための生業扶助を始めるようになったということは、基本的にはどういうものがあるんですか。
- ○古都課長 通学費ですね。例えば定期代や授業料、その他教材費等がございますので、 そういったものを全部ひっくるめて実費で。
- ○八田主査 これはいつからですか。
- ○古都課長 17年度からです。
- ○八田主査 それ以前も生活保護受給者にこういうことはできましたね。例えば平成6年前後の大阪の例なんかで私は知っていますけれども、それは地方でやっていたということなんですか。
- ○古都課長 独自か、奨学金を使ったかよくわかりませんけれども、生活保護自体では法 律上、教育扶助が一応義務教育までだったものですから、やっていなかったと思います。
- ○八田主査 わかりました。そうすると、当時大阪で聞いたのでは、恐らく大阪のシステムであって、生活扶助自体ではなかったかもしれませんね。生活扶助受給者の息子さんが高校に進学した際に、行政から制服費用を支給してもらえるんだけれども、まず自分のお金で立て替え払いしたあとで、還付してもらわなければならない。しかしそもそも貯金がないんだから、立て替え払いがものすごい大変だと言っていました。一時その人が電話代が払えなかったせいで、電話が通じなかったんですが、電話代が払えなかった理由は制服への出費だということを言っていました。今はこういうことは起きないんですか。
- ○古都課長 それも含めて生業扶助に。
- ○八田主査 このくらいは必要だろうと最初に払ってしまうんですか。
- ○古都課長 いろいろありまして、それは自治体によって請求書を持ってきて払ってくれるところもあるだろうし、一時的に立て替えて払うところもあると思います。
- ○八田主査 彼女の場合にはそうだったって言うんです。それが苦しかったと言うんです ね。
- ○古都課長 それは多分、その人の世帯の状況にも応じて両方とっていると思います。

- ○八田主査 それから、この2ページの(2)で学資を目的とする預貯金については、その保有を認めていると書いてあるわけです。これを認めることについて、これはいつからなんですか。昔からなんですか。
- ○古都課長 ちょっと今から調べさせますが、たしか学資保険の保有についての話は、それを収入認定したということがございまして、昔裁判になりまして、最高裁にまでいきました。
- ○津曲課長補佐 はい。16年に最高裁までいっております。
- ○古都課長 17年からですね。
- ○八田主査 わかりました。そうすると、これはこの預貯金の保有を認めているとここに 書いてあるんですが、収入認定もしないんですか。
- ○古都課長 しないですね。
- ○八田主査 ということは、学資使用目的のためならば、稼いだ分は扶助額を減らされないで済むということですか。
- ○古都課長 そういうことです。
- ○八田主査 そういうことですね。そうすると、これでずいぶんシステムとしてはいいんですが、このときの学資というのは高校進学だけではなくて、大学も含まれるんですね。そうすると、下の(3)の②の、勤労収入の一部を積立て、大学等の学費に使途を限定して、教育実施一時金として支給する制度というのは、これは当人がやるならいいですよということですか。
- ○古都課長 勤労控除との関係だと思います。つまり、働いて勤労控除して、手元に残る 生活保護で出す部分と、勤労控除されて手元に残る部分。それが両方合わさった中で結果 的に貯金をしていく。だから、これだと、直接勤労収入を更に別枠にして、控除を更に広 げるのではないかという御質問だと我々はとったものですから。

学資認定し終わった中で、預貯金ができる分には構わないということなんです。勤労控 除の枠を更に広げて、別枠にしてそれを積み立てていいということを認めているわけでは ないんです。

- ○八田主査 では、やはり私の理解が正しくなかったのかもしれませんが、(2)の御回答の2番目のパラグラフの、学資を使用目的とする預貯金については、その保有を認めるというのは、保有を認めるから私は収入認定もしないのかなと思ったんですが、そうではなくて、要するに、預貯金のために使うお金の部分は生活扶助を減らしませんということですよね。
- ○津曲課長補佐 そうです。生活保護制度におきましては、基本的に預貯金につきまして は御本人の能力の一部と考えますので、預貯金がある場合にまずそれを活用していただく ということが大原則となっております。

ですので、預貯金については大体1か月の生活費の0.5か月分程度ということになっておりますけれども、このような学資のために備えるということで預貯金を行う場合には、そ

れは 0.5 か月分という範囲ではなくて、それ以上に持っていることとしております。

- ○八田主査だけれども、控除を認めるということではないというわけですね。
- ○津曲課長補佐 そうです。
- ○八田主査 それで、下の方は控除はやはり嫌だというか、それは払わないよということですね。
- ○古都課長 だから、控除で使用できる金額が決まった後に預貯金をしているという考え 方です。
- ○八田主査 一番の問題は、お金がたまったら生活保護から脱却しにくくなってしまうかもしれないということですね。

しかし、大学への使途で取り崩せるということならば、脱却はむしろ促されるわけで、 一生懸命働こうと思うようになるからいいのではないかということで、ここのジレンマが 解決するのではないかというのが1つの提案なんですが。

- ○古都課長 それをその外枠にするかどうかによって、勤労控除の在り方をどうするかということと同時に整理するんだと思いますが。
- ○八田主査 その勤労控除ということが今、私は非常にあいまいだと思うんです。働くためのコストを免除しますという考え方なのか、それを超えて働いてちょうだいということなのか、わかりにくい。読む限りはやはり、勤労に必要な費用を控除しますというのは素直だと思います。

そうすると、働くインセンティブを積極的には与えはないんですね。要するにディスインセンティブ取り除きました。だけれども、勤労に対するそれ以上の積極的な意欲づけはしていませんというシステムです。ところが、例えば私どもの提案は大学への進学を促進しますから、生活保護にずっとしがみついていようという動機は与えない。

- ○古都課長 今の仕組みでもかなりできるのかなという感じです。勤労控除をいじるのではなくて。
- ○八田主査でも、そうすると働こうとしないですね。
- ○古都課長 ただ、勤労控除は一定額ではなくて徐々に控除する額が増えますから。
- ○八田主査 でも、微々たるものだし、実際問題とすると働くコストがかかると思うんです。働きに出れば洋服もかかるだろうし、通勤に費用もかかるだろうし、全部が通勤手当なんか出してくれないだろうし、外食もせざるを得なくなるかもしれない。そういうものをカバーしていると考えると、実績がネガティブタックス的な部分というのをすべてにやるのは難しい。それはよくわかるでしょう。

それからもう一つ、辞めたときの一時金はどこに書いてありましたか。

- ○事務局 今回の質問には入れていないです。
- ○八田主査 入れていなかったんですね。生活保護から脱却したときに一時金として入る というのは今回の質問に入れていなかったんですね。
- ○事務局 そうですね。これは中間取りまとめのときに、逆に厚労省さんから意見が特に

なかったものですから、今回の質問には入れていないです。

- ○八田主査 わかりました。これはそれと並んで、ある意味では働く意欲を与えながら、 かつ、システムに縛り付けるという効果はないんではないかと思うんです。
- ○古都課長 多分、そこは原点に帰れば、一般世帯との均衡論なんだと思います。結局、 大学進学率が 46%をどう考えるかということだし、それから、高校進学率は 97%を超えて いて、これは普通行かない人の方がまれである。これがベーシックだと認めていく。その 延長線上でその費用が大学進学の預貯金であっても、それはいいだろうというところまで は認めているということだと思います。

ただ、その保護費として見られるような支給の仕方はしないだろうと。一般世帯でも2 人に1人が行くか行かないかという状況ですから、生活保護世帯はみんな行くという議論 ではないわけです。

- ○八田主査 そうです。それから、実際問題としてこれをやったって、40 何%の生活保護 受給者全員が子どもを大学にやるとはとても考えられないです。しかし、もしあえてやり たいという世帯は、働いた分をその口座に入れるということにするのは。
- ○古都課長 今は、例えば本人がアルバイトをするなりという部分は世帯を分離します。
- ○八田主査 それは大きなプラスだと思います。学生アルバイトは分離して、ためておく ことができるという制度は新しいんですか。。
- ○古都課長 ちょっと資料等調べてまいります。
- ○八田主査 ここでの目的は、大学に進学したい人が別にそのために奨学金が必要なこと もあるでしょうが、自分たちで働いて当人でも家族でも働いて、少しでもお金を貯めよう という意欲を持たせること。そういうことなんですね。
- ○古都課長 そうです。だから、そういう意味で当人が働いてもバイトしても収入認定されるので困るから、分けるという方法であれば割とわかりやすくなる。
- ○八田主査 それは1つ重要なところですね。
- ○古都課長 そういう運用の改善は図っているということだと思います。ただ、繰り返しになりますが、勤労控除のイメージ的に幾らという考え方はないということなんです。
- 〇八田主査 わかります。だからそれを、できたら1ページ目にあるような勤労控除の難しい問題を、こういうことに限って解決をされることはどうだろうかということです。

それから、今回質問に入れていなかったというけれども、保護から脱却したときに使える、世の中に出て行くための貯金として使える。それまでは全く使えないから、その意味では生活保護以外の人と比べて特に得なことはない。

- ○古都課長 ただ、恐らく社会との均衡を考えると、そのときには最終的には学資として 消費される。進学した結果において、たまった預貯金は大学進学できれいに使われるとい うことが、基本的な考え方だと思います。
- ○八田主査 そうでしょうね。それは進学のものはそうです。
- ○古都課長 進学した結果として余っているというのは、それはまた少し違うような気が

するんです。資産形成になるというのはおかしいです。

○八田主査 それはまずいでしょう。念のために申し上げると2つあって、1つはここで申し上げているようなこと。もう一つは生活保護から脱却するまで別途脱却用の貯金としてためておいて、日々の生活費は普通の生活扶助でやるけれども、この勤労控除を少し拡大した分についてはためておいて、脱却したときに使えるようにするということです。

そういうことにすると、ある意味では働く意欲は増すんだけれども、ほかの低所得の人と比べて生活水準は低いままで、脱却したときには曲がりなりにも生活保護を受けていない人の多くは何らかの資産を持っているわけだから、それに近いものが持てるかもしれないということなんです。

○事務局 少し補足しますと、こちらの中間とりまとめの内容は、保護脱却時の臨時の出費を補てんすることを目的として、勤労収入の一部を積み立てておき、保護脱却時に一時金として支給する制度を創設すべきであるという箇所を言っております。それに関しては特に御意見いただいていなかったものですから、今回特に質問には入れなかったというのが、事務局側の経緯です。

- ○八田主査 ただ、ここで書いてあるのは自立を目的とした明確な預貯金であればという ことだと思いますけれどもね。それはもう大丈夫だということですか。
- ○古都課長 そうですね。それはケースワークで個別に一人ひとり見て決めることになる と思います。要するに今、主査が言われたような、大学に行きたい、大学の支度金が要る ということであれば。
- ○八田主査 我々はそこで控除のことも入っているんです。
- ○事務局 今、申し上げたのは、学資とは別の観点で、要は保護脱却です。まじめに働いて収入が増えていきました。あるラインに達して保護を脱却しますというときに、それまでかからなかった費用が急にかかってくる面がありますので、少し収入が増えて脱却したら、逆に実質所得が減少してしまうという例がありまして、それが保護脱却の際の足かせになっているのではないか。
- ○古都課長 そうなると勤労控除の見直しの議論に絡んでしまうという気がします。それはストックだから、ちゃんとそのストックの目的を決めてもらわないといけません。0.5 か月分まではフリーで持っているはずですから、それを超えてやるのであれば、今おっしゃったように就職したらちゃんと着るものも買わなければいけないということでは、そうだと思います。
- ○八田主査 でもこれは保護から脱却したときに取り崩すことができる。それまでは取り崩せない。そういうことにしたらば、第1ページ目のいろんな相克を避けることができるのではないかという話なんです。
- ○古都課長 今の御提案についてどういう問題があるか、少し考えてみないと私もわからないんですけれども。
- ○八田主査 是非お願いします。

- ○津曲課長補佐 難しい問題もあると思っていまして、そこで一度脱却することができて も、そこで手元に得た収入というものをどう利用するのか、再び生活保護に戻ってくる可 能性がないかとか、いろいろなことを考えていく必要があると思います。
- ○八田主査 それは重要です。生活保護に戻ってこないような担保をする必要がありますね。少なくとも、戻ってきたらもう二度とそういうシステムは使えないということにする 必要はあるかもしれません。それは工夫が要ると思います。
- ○津曲課長補佐 生活保護制度の場合ですと、やはり最後のセーフティーネットとして、 その人が生活に困窮している場合に救わなければいけないということになっているんです。
- 〇八田主査 そうなんですが、働いたら全部取り上げられるでは、脱却を奨励する側面がありません。生活保護のもう一つの重要な側面はやはり、なるべく脱却して自立を助けるということですから、それはバランスの問題だと思うんです。

それから、1ページ目の3か年計画、閣議決定なんですけれども、少しこれは事務局に 伺いたいんですけれども、これは本年度中に検討ですか。

- ○事務局 ①の方は実は19年度検討項目になっております。
- ○八田主査 では、これは検討されたということですね。
- ○事務局 ですが、これですと、こちらとして意図しているような検討ではないという評価になると思います。
- ○八田主査 もともと19年度検討ですか。
- ○事務局 そうです。19年度検討項目です。②は20年検討項目です。ですので、20年ということですので、今年12月末までに検討ということになっております。
- ○八田主査 わかりました。そうすると、19年度で私どもが検討していただきたかったのは、見直しを実際に何らかの形で御検討いただきたいということで、確かにプラスマイナスの側面があることを検討されたわけだから、ではこれから何か工夫して、うまい方法をつくっていただけないかということなんです。要するに、制度設計をしていただけないかということなんです。

1つは勤労控除を拡大して貯金を認めて、それは使途を限定して脱却したときに取り崩すことができる。今、津曲さんがおっしゃったような問題があるだろうと思います。そういうところをどうやればいいかということがある。しかし、少なくとも第一義的には、生活保護をもらっていない人との不公平という問題は、ある程度解決するだろうし、当人としては、やはり脱却したときにお金が入るならというので、一生懸命働くという動機ができるだろうということ。

第二は、この大学進学のために学資のために取り崩すことができるが、それ以外は取り崩せない。恐らくは、取り崩せるとしたら制度から出て行くときに初めて取り崩せる。それまでは学資以外の目的では取り崩せない。そういう2つの制度ではどうだろうかというのが、当会議の御提案ということです。

○古都課長 多分、それについては今、少し聞いただけできれいにお答えできるかどうか

わかりませんけれども、あるいはもっと点検をしてみなければいけないと思いますが、最後の進学にどうつなげていくかというのは、かなり改善をしてきているのではないかなと。 平成の1けた台の時代に比べれば、はるかに改善をしているので、今おっしゃっているような御提案がより効果的なのかどうか、それはあくまで運用の話として、この延長線上の中で我々がどう処理できるのかということだろうと思います。

あるいはもっとディスインセンティブになるような面が出てくるかもしれないので、そこはしっかり点検がいる。ただ、やっている範囲は新たに何かやるよりも、この運用の中をどう改善するかという話ではないかというのが1つ、印象として持っております。

それからもう一つ、勤労控除と医療扶助でありますけれども、先ほど申しましたように、 勤労控除制度がどうあるべきかというのは、一応 19年度に基準も含めて検討会をやって検 討したというのが我々の考え方ですので、あと、これからどうするかというのは、その勤 労控除に限らず他の生活扶助の在り方も含めて、どのタイミングでどういう議論をしてい くのかということは、これから考えていく必要があるのではないかと思います。

- ○八田主査 恐らく、厚労省さんとしても何らかの形で解決をしなければいけない、長期 的にしないといけない問題だと内心では考えておられると思うし、我々もこれはこれから ますます重要な問題になっていくと思っています。
- ○古都課長 こういう課題は若干時間をかけて、特に医療についてももう少しデータを積み上げるとか、丁寧な議論が必要ではないかなということを思いますので、そういう意味では国、地方の協議の場でも少し議論をしてみようということでありますけれども、これからの話ということでございます。
- ○八田主査 医療扶助が医療費の 100%支払われ、当人負担はないという現状に対して、当会議は去年の段階では、月当たりの医療費が 3000 円になるまでは、当人負担 1 割とし、その代り病気するしないにかかわらず関連扶助額を 3000 円上げるという提案をしました。しかし現在の制度が過剰診療を引き起こしているという証拠は一切ないということで、最初はそんな案を検討する必要はないということでした。その後いろいろ実証的なデータをお見せした上で、検討しようということになったということなんですね。

ある意味では、そういうことの基礎研究をたくさんやる余地はあります。前に生活保護 受給者ではない老人に無料診療したときに、やめたらばどれだけ増えたかなんて非常に歴 然としていまして、そういうものの積み重ねを少なくともやっていく必要はあるのではな いかなと思うんです。だから、今回の見直しも、そういう非常に実質的な見直しを中に入 れていただければありがたいと思うんです。

- ○古都課長 実証的に調査研究をしていかなければいけないとすると、制度的な議論とい うのは少し環境が必要だと思いますし、それから、自治体さんとの実務とか、若干の期間 がないとこれは進まないのかなという気がします。
- ○八田主査 ここの 20 年度中を目途に制度改正の方向で協議の場を設けるというのは、協議の場自体をどういうメンバーで、どういう日程で協議しておられるかということは、お

知らせいただきたいと思います。

だんだん今年度も少なくなってきたので、早めにどういう御予定かを当会議までお知らせいただければと思います。

- ○古都課長 方向性を得るということですけれども、どう整理するかですね。
- ○八田主査 ただ、基礎調査はやはりあっていいと思います。そういう研究というのは今後大いにやる余地があるように思います。いざとなると、なかなかなかったですね。

では、私の方からはその程度ですけれども、事務局の方からはどうでしょう。

- ○事務局 少し確認させていただきたいんですが、従来の扱いですと、仮に子どもが大学 に行きましたというときは、これは就労する能力があるのに大学に行ってけしからんということで、例えば保護の取り消しということにもなったんでしょうか。
- ○古都課長 そうですね。今でも世帯分離をして、それは自分で暮らしてくださいという ことになっていますから、それは変わっていないんだと思います。
- ○事務局 ありがとうございます。
- ○八田主査 子供が 18 歳までは母子家庭ということで生活保護に入る。しかし子供が 19 歳になると、今までは母子家庭として生活保護をもらっていたお母さんも、もらえなくなってしまうということはありますね。
- ○古都課長 そうすると、母子としての給付になるんですかね。
- ○八田主査 それがもらえなくなってしまって、減額されるということですね。
- ○古都課長 ただ、母子特別の加算は今年度でなくなります。
- ○八田主査 勿論そうです。それはなくなるんですが、元来の生活扶助の額が、子どもが 大きくなると当然のことですけれども、がくんと減らされるということはありますね。
- ○津曲課長補佐 少し補足いたしますと、生活保護費のうち、生活扶助に関しましては1類、2類という2つの類型がありまして、1つは個人に着目したもので、もう1つは世帯 共通的経費に着目した経費となっていて、それらを合算して生活する扶助費として支給しております。

そのうち、大学に行かれる方がいて、母子世帯から抜けた場合に、世帯共通的経費と第 1類費と言われる個人的な経費に関しましては、引き続き支給するんですけれども、それ らの方は減るということです。

- ○八田主査 大学に行かないで、ただ 18 になってしまった。それでコンビニエンスストアでアルバイトをしているという場合にはどうなりますか。
- ○津曲課長補佐 その場合は従来と変わりませんで、コンビニエンスストアでアルバイトをしている分の収入に関しましては、その勤労控除の対象になるかどうかということです。 ○八田主査 そうすると、大学に行っているということで、やはり特別扱いをしているわ
- けですね。
- ○津曲課長補佐 さようです。
- ○八田主査 18以上になっても、生活扶助の全額が減らされるわけではなくて、共通経費

的なところは残す。これは幾つになったらするんですか。

それは大学に行ったことに対する特別扱いということですか。大学に行かなくても同じなんですか。それで大学に行かないでうちにいるという場合も、18を超えていても大丈夫なんですか。

- ○古都課長 恐らくそれは就労の指導をやるんだと思うんです。働いてくださいというような。例えばハローワークに行ってくださいとか、就労支援プログラムを利用しませんかという働きかけに、ケースワークとしては多分なるんだと思います。
- ○津曲課長補佐 稼働能力というものも活用していただかなければなりません。つまり、 生活保護制度を利用するに当たりましては、その御本人の能力というのを最大限活用して いただくことになりますので、働けるという状況でございましたら、ケースワーカーの方 から働いていただくように促したり、いろいろな面倒を見させていただいて、その稼働能 力活用をしていただくようしていただきます。
- ○八田主査 それで、家にお母さんと一緒に住んでいてコンビニエンスストアでアルバイトして、娘の方は一応稼働能力があって、それで 19 になったというわけです。そのときには、お母さんの方の生活保護はやはりずいぶん減らされるんでしょうといったときに、大学の場合には全部は減らされませんよと、共通経費的なところは残りますよとおっしゃったんですけれども、コンビニエンスストアの女の子の場合には全部減らされてしまうわけですか。
- ○津曲課長補佐 おっしゃっているのは、コンビニエンスストアに勤めている女の子が、 また別なアパートを借りて住み始めているということですか。
- ○八田主査 いや、一緒の場合です。
- ○津曲課長補佐 一緒の場合。大学に行き出した場合に、世帯分離をする、しないという話は、それは別のところで生活をしていない場合の話です。
- ○八田主査 私の聞きたい唯一のポイントは、大学に行ったという 18 歳の子とそうでない子との間に、生活扶助で別な取扱いを昔からしていらっしゃるんですかという話です。
- ○津曲課長補佐 後ほど確認させていただきます。
- ○八田主査 なるべく、学校に行きたいという人がいた場合に、どんどん行けるような支援があるというわけでしょうか。
- ○古都課長 ですから、繰り返しになりますけれども、そこは他施策の活用をまず先にや るんだと思います。
- ○八田主査 お母さんが働きたくなるように、子どもを学校にやるために一生懸命働きた くなるようにする。
- ○古都課長 子どもにとってみれば、奨学金や修学資金の貸付けなどを認めているわけだから、それがまず優先だと思います。
- ○八田主査でも、それだと母親は働かないでしょう。それに頼ってしまって。
- ○古都課長 いや、だからその場合は基本的に子どもが自立すればいいわけですから。

- ○八田主査 だから、両方ともだと思います。子どもが出てしまったらずっと生活保護に。 ○古都課長 依然見解の相違があるのはそこの、他法、他施策の活用がまずあって、つまり大学についてはフィフティー・フィフティーですから、社会との均衡を考えた他法、他施策の活用がまずあって、それにプラスアルファをどこまでやれるかということなんです。 ○八田主査 アメリカやイギリスなどを見ると、勤労控除はこんなものではないんです。 やはり、働いたらちゃんと半分とかそのくらい入ってくるわけです。そしてその上で、最後のところにディスインセンティブが多少入る所得階層もある程度です。日本は働いた分だけ全面的に扶助費を削られるわけなんです。
- ○古都課長 それは継続的にこういうカーブで一定程度の勤労控除はしているんです。
- ○八田主査 だけど、それが外国と比べてあまりに少ない。だから、それをやるのを外国 と同じにしろとは言わないけれども、少なくとも一部、何かうまく両立する形を考えてス タートしましょうよという話なんです。
- ○古都課長ですから、そこは大分進んできているんだと思います。
- ○八田主査 こんなこと百も御承知だと思うけれども、働いたことが分かればその分扶助額を減らされるのだから、とにかく収入が表に出ないようなところで働いてしまいます。 したがっていつまで経っても脱却しないです。幾分自分の手元に残れば、ちゃんとした病院のお掃除のおばさんとかになって、そして貯金もできるし失業保険もできる。それが現状では、彼女たちはインフォーマルセクターに閉じ込めているんです。それを何とかしたいということです。
- ○古都課長 多分、最後はケースワークの力の部分だと思っておるんですけれどもね。
- ○八田主査 ケースワークはわからないですよ。ごまかすんです。
- ○古都課長 ごまかすかどうかという話は、それはごまかしてもらったら当然困るわけでありますけれども、最終的な個々人の意欲をどうやるかとか、関わるかということは、結局機械的な基準では決まらないわけですから、それはケースワークとしてのかかわりが相当重要です。
- ○八田主査 しかし、病院でお掃除のおばさんをやったらみんな取られてしまうというのだと、普通の神経を持っていたらそういう場所では働かないですね。まずはどこかの家庭のお手伝いさんをこそこそとやろうと考えるのは当たり前の話だと思います。

だから、全面的にお掃除のおばさんをやったら何でも入るようにしましょうとは言わないけれども、限定的なところではできるように、例えば脱却したときに入るというような、非常に限られた形なら、スタートしてはどうでしょうかという話です。

- ○古都課長 若干、見解の相違があると思います。
- ○津曲課長補佐 補足の説明をさせていただけないでしょうか。

先ほど少し申し上げました制服の費用に関しましては、生活保護上幾つか扶助の種類が あって、生活扶助や住宅扶助、教育扶助といろいろあるんですけれども、高等学校の就学 費は生業扶助という位置づけで、制服というのは生活扶助の一部として支給されていると いうことでございます。

あと、先ほど今年の4月に運用改善をしたという話をしましたけれども、それは高等学校の就学に際しまして、必要な修学旅行費であったりとか、その課外活動に要する経費というものがあったりするので、そういうものに関しましては収入認定しない仕組みとしてございます。

先ほど、勤労控除の趣旨目的に関しまして、両面あるという説明をしたつもりだったんですが、一応説明いたしますと、勤労に要する実費を見ているという側面もあります。これは生活扶助基準に関する検討会でもそういう報告が出ているんですけれども、そういう実費を見ているという面もございますし、勤労意欲の増進ですとか、自立の助長を図るという側面と両方ある制度でございまして、ただ、それをどういう仕組みにするのが生活保護制度における自立助長という目的に資するのかということについては、いろいろな検証が必要だろうということを言われております。

- ○八田主査 両面があるというのは、やはり実費部門を分離して根拠を明確にした方がいいですね。これはこういう根拠で実費がこれだけかかりました。それ以上はインセンティブの部分ですと明確に分離しないと、まずいのではないかと思います。今は根拠が余りよくわからないんです。
- ○古都課長 分離しきれるかどうかというのがあるかと思います。
- ○八田主査 少なくとも、根拠を何らかの形で示していただきたいと思います。 どうもありがとうございました。また今シーズンもよろしくお願いします。

(厚生労働省社会・援護局関係者退室)